

表3-1 有害性のレベルの区分（化学物質等）

有害性のレベル	GHS有害性分類及びGHS区分	化学物質等の例
A	- 変異原性 区分1、2 - 発がん性 区分1 - 呼吸器感作性	クローム添加剤 粉じん（シリカ）
B	- 急性毒性 区分1、2 - 発がん性 区分2 - 全身毒性－反復ばく露 区分1 - 生殖毒性 区分1、2	メタノール キシレン
C	- 急性毒性 区分3 - 全身毒性－単回ばく露 区分1 - 皮膚腐食性 サブクラス 1A、1B 又は 1C - 眼刺激性 区分1 - 呼吸器刺激性 - 皮膚感作性 - 全身毒性－反復ばく露 区分2	アンチモン
D	- 急性毒性 区分4 - 全身毒性－単回ばく露 区分2	
E	- 急性毒性 区分5 - 皮膚刺激性 区分2、3 - 眼刺激性 区分2 - その他のグループに分類されない粉体と液体	アセチレン

表3-2 有害性のレベルの区分（粉じん）

有害性のレベル	粉じんの種類	
a		遊離珪酸含有 10% 以上の粉じん、石綿を含む粉じん
b	（第1種粉じん）	滑石、ろう石、アルミニウム、アルミナ、珪藻土、硫化鉍、硫化焼鉍、ベントナイト、カオリナイト、活性炭、黒鉛
c	（第2種粉じん）	遊離珪酸 10%未満の鉍物性粉じん、酸化鉄、カーボンブラック、石炭、酸化亜鉛、二酸化チタン、ポトランドセメント、大理石、線香材料粉じん、穀粉、綿じん、木粉、草粉、コルク粉、ベークライト
d	（第3種粉じん）	石灰石、その他の無機および有機粉じん

（2）予測ばく露量（EP： *Exposure Prediction*）の推定

- ① （1）で特定された化学物質又は粉じんについて、その取扱量（1バッチあたり又は一日の使用量であり、ばく露量や化学物質の飛散・発散量ではない。）と揮発性・飛散性がそれぞれ表3-3、表3-4のどの区分に該当するかを確認します。